

## 五霞町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和7年3月31日

告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、少子化対策の強化及び定住促進に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内において五霞町結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、五霞町補助金等交付規則(令和4年五霞町規則第5号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに住宅の取得(婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日(婚姻届が受理された日をいう。以下同じ。)から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であることをいう。)又は賃借をする際に要した費用で、住宅の取得費、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除く。
- (3) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用(倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。)をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が満39歳以下であること。
- (2) 申請日の属する年の前年(令和8年4月1日から同年5月31日までの間に申請するときにあつては、令和6年分)の夫婦の所得額の合計額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が交付申請時に貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から、学生の修学又は生活のために学生に貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を行っている場合は、夫婦の所得合計額から前年中に返済した貸与型奨学金の合計額を控除した額を所得額の合計額とする。
- (3) 夫婦の双方又は一方が婚姻を機に本町への転入又は町内における転居をしていること。
- (4) 夫婦の双方が本町に定住する意思があること。
- (5) 交付申請日時点において、夫婦双方が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記録されていること。

- (6) 住宅及び引っ越しについて、他の公的制度による補助金等を受けていないこと。
- (7) 本町又は他の自治体からこども家庭庁が定める地域少子化対策重点推進事業実施要領に定める結婚新生活支援事業に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (8) 町が指定するライフデザイン支援講座又はプレコンセプションケアに関する講座等を受講した世帯であること。
- (9) 五霞町債権管理条例（平成30年五霞町条例第1号）第2条第1号に掲げる町の債権（以下「町税等」という。）を滞納していないこと。
- (10) 五霞町暴力団排除条例（平成23年五霞町条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付申請年度の4月1日から翌年3月31日までの居住のための住居費、リフォーム費用及び引越費用を合算した額とする。

- 2 住居費は、1つの住宅に要した費用のみを対象とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、住居費のうち婚姻前に住宅の購入及びリフォームを行った場合は、婚姻日から起算して前1年以内に婚姻を機として取得し、及び実施したものについて補助対象とすることができる。
- 4 住居費のうち、住宅の賃借に要した費用についての取扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 夫婦の一方が婚姻前に賃貸借契約をし居住していた賃貸住宅について、婚姻日から起算して過去1年以内に一方が後に居住し、同居を開始した場合は、婚姻を機として同居を開始したものとみなし、当該同居開始日以降に支払った費用を対象とする。
  - (2) 夫婦が婚姻前に新たに住宅を賃借し、婚姻日から起算して過去1年以内に同居を開始した場合は、婚姻を機として同居を開始したものとみなし、当該物件の賃貸借契約に基づく費用を対象とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額又は30万円のいずれか低い金額とする。ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の夫婦については、補助対象経費の額又は60万円のいずれか低い金額とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五霞町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、町が保有する公簿等により確認することができ、かつ、当該申請者が調査に同意するときは、当該書類を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書

- (2) 夫婦の住民票の写し
- (3) 夫婦の所得が分かる所得証明書又は課税証明書若しくは非課税証明書
- (4) 夫婦が町税等を滞納していないことを証明する書類
- (5) 取得に係る売買契約書若しくは建築工事請負契約書、住宅リフォームに係る工事請負契約書又は賃借に係る賃貸契約書の写し及び住宅取得費用に係る領収書その他住宅費用を支払ったことが分かる書類の写し
- (6) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用がある場合に限る。)
- (7) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(勤務先から住宅手当の支給を受けている場合に限る。)
- (8) 貸与型奨学金を返済したことが分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、五霞町結婚新生活支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。  
(変更申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、申請事項について内容を変更しようとするときは、速やかに五霞町結婚新生活支援事業補助金変更申請書(様式第4号)に当該変更内容を確認できる書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、五霞町結婚新生活支援事業補助金変更承認(不承認)決定通知書(様式第5号)により当該交付決定者に通知するものとする。  
(補助金の請求)

第9条 第7条の規定による交付の決定又は前条第2項の規定による承認の決定の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、五霞町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第6号)により町長に請求しなければならない。  
(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による請求があったときは、当該交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。  
(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、五霞町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この告示に違反する行為があったとき。

(3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の事由により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該取消し部分に係る補助金の返還をさせることができる。

(報告等)

第13条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要と認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

この告示は、令和8年4月1日から施行する。